

岩手県告示第514号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年7月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年6月20日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 十三八工業
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区羽田町字明正245番地
    - ウ 代表者の氏名 川村富也
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第7528号
  - (3) 処分の内容 土工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年6月4日付けで土工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年5月27日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社佐々登建築
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下米内字馬場野19番地
    - ウ 代表者の氏名 佐々木登
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第20602号
  - (3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年5月26日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年6月11日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 みやび防水デザイン
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市衣川区瀬原6番地
    - ウ 代表者の氏名 千葉雅博
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第60167号
  - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年6月9日付けで建築工事業、大工工事業及び防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成26年6月17日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社幸和建設工業
    - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡普代村第13地割字普代140番地24
    - ウ 代表者の氏名 古馬和彦
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第140078号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成26年6月13日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。